

災害時における協力業務に関する協定書

長万部町長（以下「甲」という。）と協同組合長万部町建設協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、長万部町地域防災計画に基づき、町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が乙に対し、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等を円滑に進め、災害の防止拡大と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (4) 応急復旧対策に係る業務対応
- (5) その他必要と認める業務対応

（報告等）

第4条 甲及び乙は、第3条第1号及び第2号に基づき、それぞれの災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害時に第3条第1号及び第2号について、最新の情報を共有するための協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請する

ものとする。

- 2 甲は、災害時に第3条第3号、第4号及び第5号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

(乙の会員に対する通知)

- 第6条 乙は、甲から第5条に係る協力要請があった場合には、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 甲は、第5条第2項に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、長万部町財務規則に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(他の協定等との関係)

- 第8条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

- 2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援協定等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(有効期限)

- 第9条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(協議)

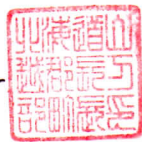
- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 北海道長万部町長

白井捷一



乙 協同組合長万部町建設協会代表理事

エ川栄児

